

熊本県警察防犯アプリ開発及び運用保守等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領 (業務企画提案実施公告)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり業務企画提案を募集する。

令和8年5月1日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 業務の名称

熊本県警察防犯アプリ開発及び運用保守等業務（以下「本件業務」という。）

2 業務の内容

業務の内容等については、別添1「熊本県警察防犯アプリ開発及び運用保守等業務仕様書」のとおりとする。

3 開発及び運用保守等業務期間

(1) 開発期間

契約締結日から令和9年1月31日（日）までの間とする。

(2) 運用保守等業務期間

令和9年2月1日（月）から令和10年12月31日（日）までの間とする。

4 開発及び運用保守等業務委託契約の上限金額

本件業務に係る開発及び運用保守等業務委託契約の上限金額は、開発委託契約22,880,000円及び運用保守等業務委託契約(23か月分)16,951,000円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。また、企画提案に当たっての目安（上限）となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記金額と必ずしも一致しない。）とする。

5 参加資格要件

参加業者の資格要件は、業務企画提案実施の公告日から本件業務に係る公募型プロポーザルの実施の結果が示される日までの間において、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、登録内容が業務区分「業務委託」、業種「情報処理業務」、詳細業種「情報システム全般の設計、開発、維持管理」であり、格付区分が「A」で

あること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 - エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 - ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
 - ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (7) 令和3年4月1日以降において、情報システム開発業務の実績があること。

ただし、同実績は、本件業務に係る開発委託契約の概ね5割以上の規模であること。
- (8) 次に掲げる公的資格をいずれも有し、定期的に更新されている者であること。
 - ア プライバシーマーク
 - イ ISO9001
 - ウ ISO/IEC27001

6 参加申請手続等

- (1) 参加表明書等の交付期間
令和8年5月1日（金）から令和8年5月22日（金）まで
- (2) 参加表明書等の交付方法

熊本県警察ホームページに掲載するほか、希望する場合は「10 提出・問合せ先」で配布する。

(3) 参加表明書等の提出方法等

ア 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

「10 提出・問合せ先」のとおり

ウ 提出書類（提出書類の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。）

(ア) 業務企画提案参加表明書（様式第1号）

(イ) 役員等一覧（様式第2号）

(ウ) 事業者の取組に関する申出書（様式第3号）

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便の他これに準ずる方法で到達したこと及びその時間が確認できる方法に限る。）

オ 参加業者の資格要件の確認

参加表明書により、前記5に示す参加資格要件を確認し、令和8年5月28日（木）までに、「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第4号）」により確認結果を通知するものとする。

(4) 質問方法

ア この実施要領、仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い、「仕様書等に対する質問・回答書（様式第5号）」により提出すること。

(ア) 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時まで

(イ) 提出場所 「10 提出・問合せ先」のとおり

(ウ) 提出方法 ファクシミリによる（宛先 096-381-2567）

イ アの質問に対する回答は、熊本県警察ホームページへの掲載又は、個別回答のいずれかの方法によるものとする。

(5) 業務企画提案書等の作成、提出

ア 業務企画提案書等の作成要領

別添2「業務企画提案書等作成要領」を参照すること。

イ 提出期限

令和8年6月4日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出場所

「10 提出・問合せ先」のとおり

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便の他これに準ずる方法で到達したこと及びその時間が確認できる方法に限る。）

7 審査方法及び審査結果

(1) 選定の方法

別添3「業務企画提案審査評価基準」に基づく業務企画提案書及びプレゼンター

ションの審査により、最も評価の高い者を委託候補者として選定する。ただし、提出された見積書の見積金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が前記4に示す委託契約の上限金額を超える場合は、審査の対象としない。

(2) プレゼンテーションの開催日等

ア 開催日

令和8年6月10日（水）予定

※日時・場所の詳細は提案者に別途通知する。

イ 実施方法

資格要件の審査に適合し、企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーション（20分以内：説明15分以内、質問5分以内）を行う。

ウ 審査員

熊本県警察本部職員5名とする。

(3) 選定の通知

「公募型プロポーザルの結果について（通知）（様式第6号）」又は「公募型プロポーザルの結果について（通知）（様式第7号）」により通知する。

8 公募に係るスケジュール

5月 1日（金）	公募開始
5月22日（金）	参加表明書、質問書提出期限
5月28日（木）	参加資格確認結果通知、質問回答期限
6月 4日（木）	業務企画提案書、価格提案表提出期限
6月10日（水）	業務企画提案書の審査（プレゼンテーション）
6月下旬	業務委託候補者決定
7月下旬	業務契約

9 その他の留意事項

- (1) 提出期間内に参加表明書を提出しなかった者（到達しなかった場合を含む。）は、業務企画提案書を提出することができない。
- (2) 業務企画提案書の提出者が、委託候補者が選定される日までに前記5に示す参加業者の資格要件を満たさなくなった場合は申し出ること。
なお、この場合、その者の参加及び提案は失格とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、当該書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類の作成及び提出（プレゼンテーションを含む。）に要する全ての費用は、参加（希望）業者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 提出書類に記載された個人情報、委託候補者の選定、審査その他の手続を実施

する目的以外に、参加者に無断で使用することはない。

- (8) 委託候補者の選定結果は、熊本県ホームページ等に公表を予定している。
- (9) 業務委託契約書の作成を要する。
- (10) 契約条項を示す場所は、「10 提出・問合せ先」のとおりとする。
- (11) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 提出・問合せ先

〒862-8610

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（熊本県庁警察棟7階）

熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話：096-381-0110 内線 3033・3034

F A X：096-381-2567

メールアドレス：seiankikaku@police.pref.kumamoto.jp